

令和3年度 健全化判断比率を公表します

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。これにより全ての地方公共団体において平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務づけられています。この指標は、一定期間内の収支勘定を見る指標（フロー指標）としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率と、ある時点での資産の量を測る指標（ストック指標）としての将来負担比率で構成されています。また、公営企業につきましては、資金不足比率で構成されています。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で（公営企業会計では経営健全化基準）財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も合わせた連結決算により地方公共団体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

【令和3年度決算に基づく健全化判断比率】

指 標	相生市	(令和2年度)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	(—)	13.59%	20.00%
連結実質赤字比率	—	(—)	18.59%	30.00%
実質公債費比率	14.0%	(14.5%)	25.0%	35.0%
将来負担比率	66.7%	(82.4%)	350.0%	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—」で表示しています。

【令和3年度決算に基づく資金不足比率】

公 営 企 業 会 計	相生市	(令和2年度)	経営健全化基準
病院事業会計	—	(—)	20.0%
下水道事業会計	—	(—)	

※資金不足額がない会計は「—」で表示しています。

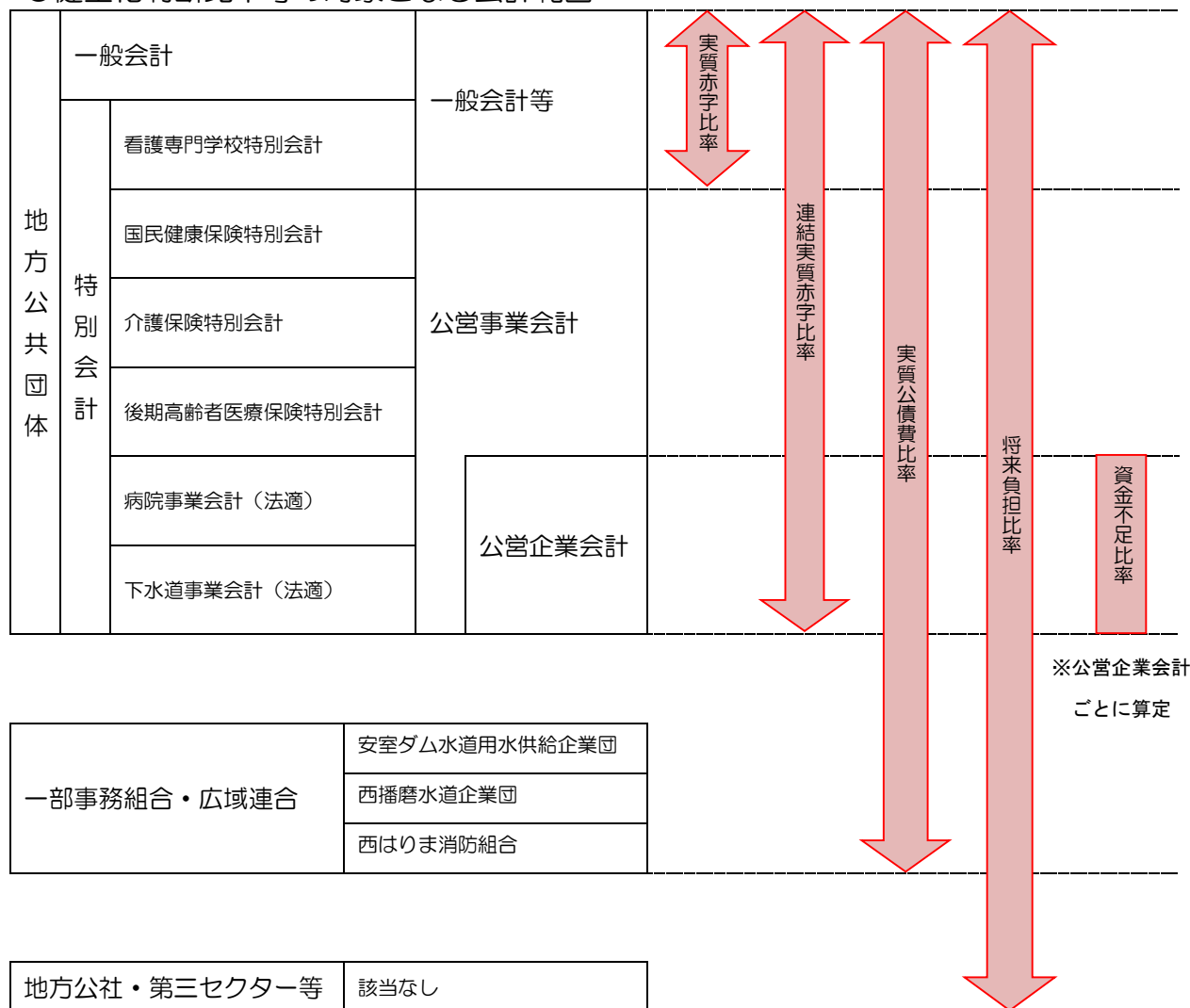
相生市の各指標の算定結果は上記の表のとおりであり、いずれの指標についても早期健全化基準をクリアしており、前年度と比較して、実質公債費比率は0.5ポイント、将来負担比率は15.7ポイント改善しています。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足が生じていないため、比率は生じていません。

相生市の財政運営は今後も厳しい状況が続くと予想されますが、これからも健全な財政運営に努めます。

<参考>

○健全化判断比率等の対象となる会計範囲



○用語の説明

①実質赤字比率

一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合

②連結実質赤字比率

全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に占める割合

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

⑤資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合

※標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模

※準元利償還金：公営企業の元利償還の財源に充てたと認められる一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの